

調査結果

1 結果概要

平成 24 年度 市町村における受動喫煙防止対策状況調査結果について

1.調査目的等" 市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料とする。

なお、本調査は平成 22 年度より実施しているものである。

- (1)調査対象:県内市町村(45 市町村)
- (2)回答数:県内市町村(45 市町村)、回答率 100%
- (3)調査期日:平成 25 年 2 月 1 日現在

2.結果概要

問1.「健康増進法第 25 条」をご存じですか？

全市町村が知っている。[45 市町村 100%]

参考:平成 23 年度周知率は 100%であり、認知度は定着している。

	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	45	0	45
割合	100.0	0.0	100.0

問2.平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」をご存じですか？

全市町村が知っている。[45 市町村 97.8%]

参考:平成 23 年度周知率は 100%であった。

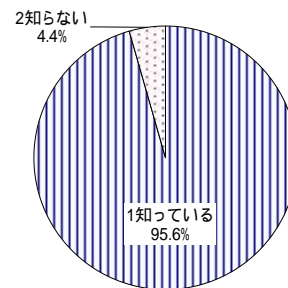
	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	43	2	45
割合	95.6	4.4	100.0

問3.「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存じですか？

市町村の 8 割強が知っている。

参考:平成 23 年度周知率は 93.3%であり減少傾向にある。

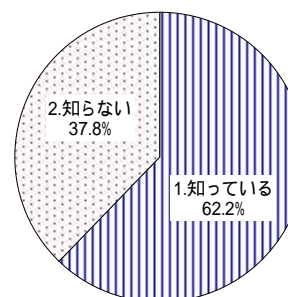
	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	43	2	45
割合	95.6	4.4	100.0



問4.「熊本県健康増進計画(第 2 次くまもと 21 ヘルスプラン～平成 25 年 3 月)」において、「公共の場での分煙の徹底・行政機関(県・市町村)の分煙等実施割合 100%(平成 24 年度目標値)と記載しています。また、次期の計画において、行政機関(県・市町村)の受動喫煙防止対策実施割合の平成 29 年度目標値を 100%とする方向で検討していることをご存じですか。」

市町村の 6 割以上が知っている。

	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	28	17	45
割合	62.2	37.8	100.0



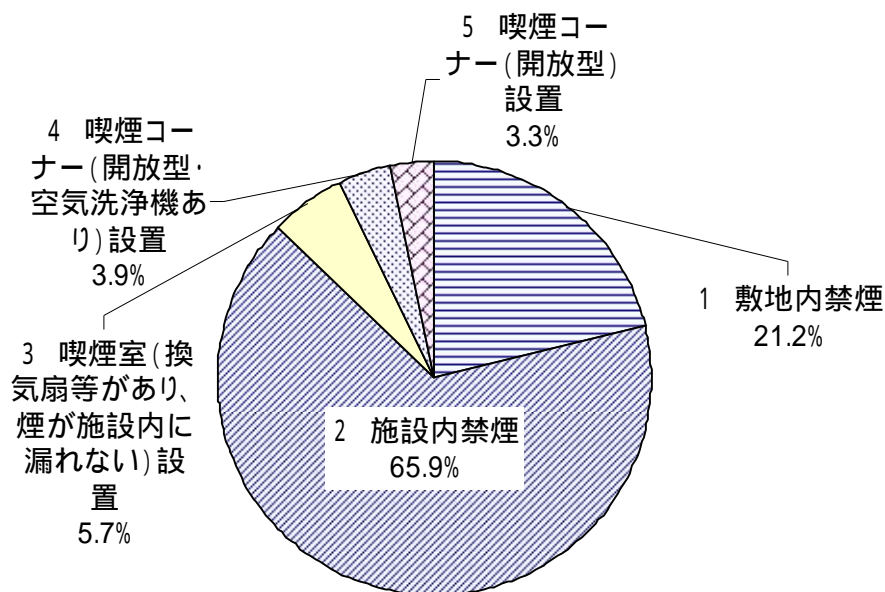
問5. 貴市町村の所管される施設(庁舎・支所・出張所、体育館及び野球場、公民館)の禁煙及び分煙状況について、該当する欄にその施設数をご記入ください。

市町村官公庁施設(庁舎・支所・出張所)において、禁煙・完全分煙 を実施している施設は92.8%(424/457 施設)である。  
 参考:平成23年度市町村官公庁施設における禁煙・分煙 実施率は87.9%(422/480 施設)であり、実施率は上昇している。

禁煙:完全分煙:敷地内禁煙:施設内禁煙:喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置:喫煙コーナー(開放型・空気洗浄機あり)設置:喫煙コーナー(開放型)

施設種別	1 敷地内禁煙	2 施設内禁煙	3 喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置	4 喫煙コーナー(開放型・空気洗浄機あり)設置	5 喫煙コーナー	6 喫煙場(喫煙時間のある施設も含む)	7 無回答	施設総数
官公庁(庁舎・支所・出張所)	97	301	26	18	15			457
割合(%)	21.2	65.9	5.7	3.9	3.3			100.0
体育館	89	216		5	11	14	4	339
割合(%)	26.3	63.7		1.5	3.2	4.1	1.2	100.0
観覧場(野球場)	2	6			13	32		53
割合(%)	3.8	11.4			24.5	60.3		100.0
集会場(公民館)	12	230	7	1	32	101	3	386
割合(%)	3.1	59.6	1.8	0.3	8.3	26.2	0.7	100.0
市町村施設合計	200	753	33	24	71	147	7	1235
割合(%)	16.2	61.0	2.7	1.9	5.7	11.9	0.6	100.0

市町村官公庁施設における禁煙・分煙状況

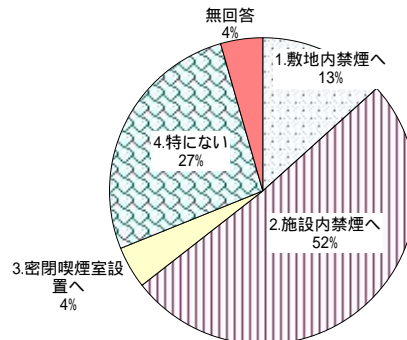


問6. 上記問5で2～6の施設(敷地内禁煙を実施していない施設のある45市町村)がある場合のお答えください。今後取り組む受動喫煙防止対策について該当するものを1つ選んで御記入ください。

今後、禁煙・完全分煙に取り組む市町村は、68.9%(31市町村)である。

参考:平成23年度における今後、禁煙・完全分煙に取り組む市町村の割合は71.1%であり、減少傾向にある。

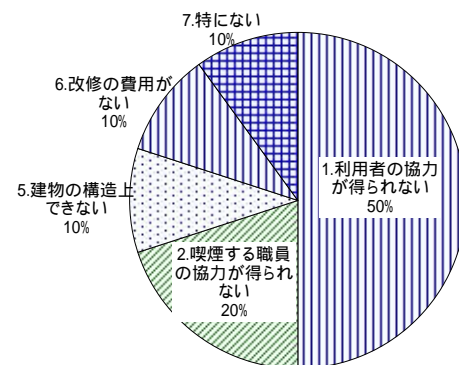
	市町村数	割合
1.敷地内禁煙へ	6	13.3
2.施設内禁煙へ	23	51.2
3.密閉喫煙室設置へ	2	4.4
4.特になし	12	26.7
5.その他		
無回答	2	4.4
合計	45	100.0



問7. 上記問6で4～5を選択(特になし・その他:12市町村)した場合にお答えください。受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。

受動喫煙防止対策が実施困難な理由は、「来所者の協力が得られない(50%)」、「喫煙する職員の協力が得られない(20%)」である。

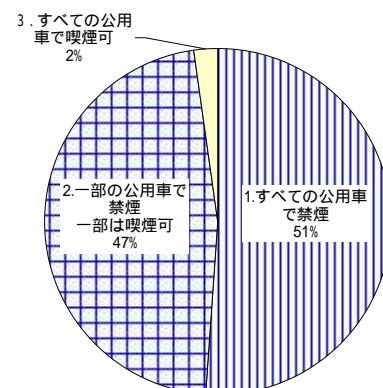
	件数	割合
1.利用者の協力が得られない	5	50.0
2.喫煙する職員の協力が得られない	2	20.0
3.分煙の方法がわからない		
4.受動喫煙防止対策の必要性を感じない		
5.建物の構造上できない	1	10.0
6.改修の費用がない	1	10.0
7.特になし	1	10.0
(全体)	10	100.0



問8及び問9. 貴市町村の本庁舎における公用車所有の有無及び所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

全市町村が公用車を所有しており、市町村本庁舎における公用車の禁煙及び喫煙状況については、「すべての公用車で禁煙(51.1%)」、「一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)(46.7%)」、「すべての公用車で喫煙可(2.2%)」である。

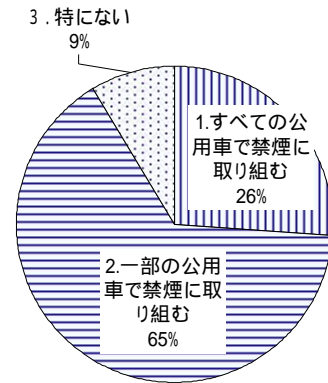
	市町村数	割合
1.すべての公用車で禁煙	23	51.1
2.一部の公用車で禁煙 一部は喫煙可	21	46.7
3.すべての公用車で喫煙可	1	2.2
(総数)	45	100.0



問 10. 上記問9で、2～3を選択(一部もしくはすべての公用車で喫煙可:23市町村)した場合にお答えください。今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

今後、公用車の禁煙対策に取り組む市町村は91.3%である。

	市町村数	割合
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	6	26.1
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	15	65.2
3.特にない	2	8.7
4.その他		
(総数)	23	100.0

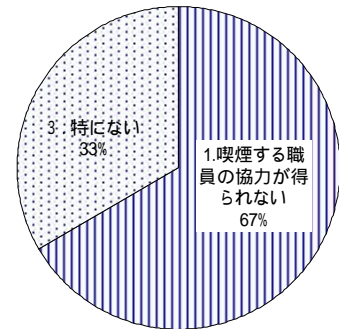


問 11. 上記問 10 で、3～4を選択(特にない・その他:2市町村)した場合にお答えください。

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

公用車の受動喫煙防止対策が困難な主な理由は、「喫煙する職員の協力が得られない(66.7%)」である。

	件数	割合
1.喫煙する職員の協力が得られない	2	66.7
2.受動喫煙防止対策の必要性を感じない	0	0.0
3.特にない	1	33.3
4.その他	0	0.0
(総数)	3	100.0



問 12. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

- ・八代市総括安全衛生委員会において周知。職員の健康相談会での禁煙サポート、ポスター、回覧等での周知。
- ・室内空間は既に禁煙としており次ぎの段階として敷地内禁煙しかないが、学校、病院でない施設では、敷地内禁煙に対する来庁者及び喫煙する一部の職員の理解を得るのは困難。
- ・衛生委員会にて職員への意識調査(H23)、職員への受動喫煙の研修会を総務課企画が実施。
- ・分煙の徹底。
- ・安全衛生委員会の会議で、受動喫煙防止対策について協議し検討中。
- ・既存の喫煙防止ポスター等の掲示。
- ・衛生委員会を設置し、禁煙の促進や、敷地内禁煙について検討中。
- ・庁舎の喫煙室を併設し、指定場所での喫煙の呼びかけ。